

第4 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日
厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を定め、平成十六年九月十七日から適用する。

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施す

ること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」とう。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文及び第三項並びに景観法（平成十六年法律第十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯 の額	二人世帯 の額	三人世帯 の額	四人世帯 の額	五人世帯 の額	世帯員数が六人以上一人を 増すごとに加算する額
夏季	一万七千三 百円	二万二千 二百円	三万二千 七百元	三万九千 百円	四万九千 六百元	七千二百円
冬季	二万八千五 百円	三万六千 八百円	五万四千 百円	六万三百 円	七万五千 六百元	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費をを加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれて

いるため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に
係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年12月20日
厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書				
	氏名 住所				
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第	
	の規定に基づき、次のとおり物資を収用する				
81条第2項					
81条第4項					
(理由)					
	年	月	日		
	処分権者 氏名 印				
収容すべき物 資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書	氏名 住所	第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
81条第3項 81条第4項		(理由)	
年 月 日		処分権者 氏名 印	
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号	公 用 令 書	氏名 住所	第82条第3項 第183条において準用する第
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。	
82条		(理由)	
年 月 日		処分債者 氏名 印	
名称	数量	所在場所	範囲
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第 号	公 用 取 消 令 書	氏名	第81条第2項
		住所	第81条第2項
			第81条第2項
			第81条第4項
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第183条において準用する第
			第183条において準用する第
			第183条において準用する第
			第183条において準用する第
81条第2項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分		
81条第4項			
81条第4項			
81条第4項			
を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令			第16
条			第52
条において準用する第16条	の規定により、これを交付する。		
(取り消した処分の内容)			
年 月 日			
		処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

(3) 男鹿市緊急救援物資備蓄一覧

平成 29 年 4 月現在

品 目	備蓄 目標量 (共同備蓄 指定品目)	備蓄量	庁 舎	男 鹿 東 中	男 鹿 南 中	男 鹿 北 中	若 美 支 所	各 出 張 所	企 業 局 施 設	加 茂 公 民 館	セ ン タ ー	保 健 福 祉
アルファ化米	3,617 食	3,650 食	550	1,000	500	500	1,050			100		
アルファ化米(粥)	698 食	700 食	200	100	50	50	250			50		
飲料水	4,357 ㍁	4,370 ㍁	746	1,356	756	756	756					
粉ミルク	1,228 g	2,160 g	1,080		540	540						
ほ乳瓶	4 本	5 本	1		1	1	2					
毛布	969 枚	1,052 枚	160	160	130	130	347	70		25	30	
石油ストーブ	10 台	27 台	5		15			7				
トイレ	6,969 回	7,000 回	1,100	1,000	1,000	1,000	2,800			100		
トイレトペーパー	220 巻	6,000 巻	80	5,400	80	80	360					
紙おむつ(大人用)	205 枚	1,446 枚					1,446					
紙おむつ(子供用)	147 枚	644 枚					644					
生理用品	364 枚	947 枚					896			51		
自家発電機	5 台	13 台	5					8				
投光器	10 台	10 台	2					8				
コードリール	10 台	10 台	2				1	7				
燃料タンク	15 台	15 台	7					8				
タオル	969 枚	1,423 枚	150		110	150	1,013					
給水タンク	97 個	1,499 個					250		1,249			
医薬品セット	50 個	127 個	9		63	9	46					
タオルケット		331 枚	40		40		251					
肌着(紳士用)		150 組	20		20	20	90					
肌着(婦人用)		150 組	30		30	30	60					
肌着(子供用)		106 組	16		20	10	60					
簡易風呂		8 基	1		2	1	4					
ごみ袋(可燃)		12,500 枚	2,500		2,000	2,500	5,500					
ごみ袋(不燃)		16,500 枚	3,500		3,000	3,500	6,500					
カセットコンロ		63 個							63			
カセットボンベ		354 本							354			
ロープ		4 巻			4							
剣先スコップ		50 本			50							

品目	備蓄 目標量 (共同備蓄 指定品目)	備蓄量	庁 舎	男 鹿 東 中	男 鹿 南 中	男 鹿 北 中	若 美 支 所	各 出 張 所	企 業 局 施 設	加 茂 公 民 館	セ ン タ ー	保 健 福 祉
角スコップ		16本			16							
タモ網		14本			14							
雪かき棒		50本			50							
ひしゃく		2本			2							
長柄ひしゃく		10本			10							
バケツ		34個			34							
耐油ゴム手袋		115組			115							
ゴム手袋		40組			40							
鍋		2個			2							
配膳トレー		230枚			230							
大皿		58枚			58							
小皿		62枚			62							
大椀		49個			49							
小椀		176個			176							
ローソク		20本			20							
懐中電灯		7個			7							
防水シート		50枚							50			
マスク		150個					150					
バスタオル		5枚					5					

2 収容施設の供与等に関する資料

(1) 指定避難施設の概況

平成28年4月1日

区分	施設数	収容可能人員（屋内）	収容可能人員（屋外）
指定避難所	23	42, 420人	
指定避難所 （福祉避難所）	9	196人	
指定緊急避難場所	97		661, 460人
津波時指定 緊急避難場所	92	6, 960人	213, 910人

※人数は、男鹿市地域防災計画資料編に掲載された「収容可能人員」を参考として掲載

(2) 福祉施設の概況

平成 29 年 7 月 1 日現在

■養護老人ホーム（外部利用型特定施設入居者生活介護）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所在地	電 話	F A X	定員
1	樹園	社会福祉法人 樹園	S44. 4. 1	船川港女川字鶴ノ崎130-1	27-2201	27-2202	50

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	寿恵園	社会福祉法人 男鹿ことぶき会	S51. 10. 15	船川港比詰字神明堂脇7	24-5720	24-5764	80
2	南海の丘	社会福祉法人 樹園	H25. 4. 1	船川港台島字中台107	27-8601	27-8602	30
3	偕生園	社会福祉法人 男鹿偕生会	S58. 4. 1	脇本浦田字坂ノ上139-1	25-4431	25-4432	50
4	和幸苑	社会福祉法人 若美さくら会	H8. 12. 1	角間崎字岡見沢86-12	46-2011	46-3400	50

■介護老人保健施設（老人保健施設）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	男鹿の郷	社会福祉法人 富永会	H8. 11. 1	脇本富永字南前田72	25-2581	25-3030	100
2	たらちね	医療法人 柔心会	H17. 4. 1	船越字一向67-1	22-6660	22-6659	100

■介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ケアホーム 木精	株式会社 日本ケアシステム	H17. 3. 10	船越字内子294	22-6601	22-6604	50

■軽費老人ホーム

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ケアハウス和幸苑	社会福祉法人 若美さくら会	H8.12. 1	角間崎字岡見沢86-12	46-2011	46-3400	15

■住宅型有料老人ホーム

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	たのし荘	医療法人 幸佑会	H22.10.1	船川港比詰字大巻26-17	24-5153	24-5153	12

■短期入所生活介護（ショートステイ）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	寿恵園 短期入所 生活介護事業所	社会福祉法人 男鹿ことぶき会	S51.10.15	船川港比詰字神明堂脇7	24-5720	24-5764	14
2	ショートステイ なないろ	有限会社 夏井家具店	H22.9.1	船川港船川字元浜町209-1	23-3600	27-8311	32
3	ショートステイ 華むすび	有限会社 夏井家具店	H28.2.1	船川港海岸通り二号2-7	47-8255	47-8256	40
4	温泉ショートステイ イ鶴の崎	医療法人 幸佑会	H23.9.1	船川港台島字鶴ノ崎62-2	27-3030	27-3033	39
5	ショートステイ 楓	株式会社 コタニ	H23.1.1	北浦西黒沢字東山47-1	33-4701	22-5556	24
6	ショートステイ 偕生園	社会福祉法人 男鹿偕生会	H12.4.1	脇本浦田字坂ノ上139-1	25-4431	25-4432	30
7	ショートステイ げんき	株式会社 こうしん	H22.6.1	脇本脇本字飯ノ町3-1	27-8335	27-8336	52
8	ショートステイ たらちね	医療法人 柔心会	H22.10.15	船越字一向67-182	22-6560	35-3015	40
9	ショートステイ エミエル	株式会社 男鹿福 祉サービスすずき	H29.3.15	船越字船越401-23	35-4840	35-4007	29
10	ショートステイ ゆかり	有限会社 ゆかりの森	H16.4.15	船越字内子294-252	35-5055	35-5060	26
11	ショートステイ 男鹿	株式会社 日本ケアシステム	H23.7.15	船越字内子294	22-6602	22-6603	39

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
12	ショートステイ 蒼きもり	株式会社 蒼きもり	H24. 3. 15	船越字狐森147-2	27-8371	27-8372	38
13	短期入所生活介護 事業所 和幸苑	社会福祉法人 若美さくら会	H8. 12. 1	角間崎字岡見沢86-12	46-2011	46-3400	20
14	ショートステイ わかみ	有限会社 せいれい	H25. 7. 1	福川字堅石29-1	22-7770	22-7771	28

■通所介護（デイサービス）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	男鹿市中央デイサ ービスセンター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉 協議会	H12. 10. 1	船川港船川字片田74	24-3344	24-3366	30
2	男鹿市北部デイサ ービスセンター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉 協議会	H12. 4. 1	北浦北浦字平岱山2-24	33-2733	33-2705	30
3	脇本デイサービス げんき	株式会社 こうしん	H19. 3. 1	脇本脇本字脇本138	22-2855	22-2866	18
4	デイサービス さくらんぼ	豊謙介護 株式会社	H22. 9. 1	船越字那場掛106-5	35-3120	35-3139	20
5	デイサービスセン ター和幸苑	社会福祉法人 若美さくら会	H9. 2. 20	角間崎字岡見沢86-13	46-2011	46-3400	30
6	デイハウス さといしゃ	医療法人 佐藤医院	H17. 11. 1	払戸字中樋146-1	46-2131	46-2131	25

■地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	デイセンター南海	社会福祉法人樹園	H12. 4. 1	船川港女川字鶺ノ崎130-1	22-3055	27-8488	15
2	温泉デイサービス 鶺の崎	医療法人幸佑会	H23. 9. 1	船川港台島字鶺ノ崎62-2	27-3040	27-3033	10
3	デイサービス鹿山	医療法人鹿島医院	H18. 11. 15	北浦北浦表町字表町52-1	22-5002	22-5003	18
4	デイサービス ひまわり	有限会社ひまわり	H18. 2. 1	脇本富永字野田40-12	22-2311	22-2313	18

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
5	かいせいデイサー ビスセンター	社会福祉法人 男鹿偕生会	H4. 3. 30	船越字前野43-1	35-4033	35-4058	10
6	デイサービスセン ターふれあい荘	社会福祉法人 若美さくら会	H9. 4. 1	払戸字渡部30-15	46-4055	22-7598	18
7	特定非営利法人 ひなたぼっこ	特定非営利法人 ひなたぼっこ	H15. 6. 1	野石字宮沢44	47-2525	47-2561	10

■小規模多機能型居住介護

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	康楽荘	医療法人幸佑会	H18. 6. 1	船川港比詰字大巻26-4	24-5153	24-5153	18

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	お達者倶楽部	医療法人鹿島医院	H15. 10. 15	北浦北浦表町字表町52-2	33-4836	33-4837	9
2	うめの木園	有限会社 うめの木園	H18. 3. 29	五里合箱井字町屋田4-3	22-9511	22-9811	18
3	こかげ	有限会社 サクシード	H15. 11. 15	脇本脇本字頭名地73-1	25-4330	25-4330	18
4	テレサ	有限会社テレサ	H14. 7. 1	脇本脇本字向山166-12	22-2510	22-2511	18
5	秋桜	有限会社武光	H14. 12. 1	払戸字川向47-2	22-7355	22-7356	9
6	ゆうあい	有限会社 ヘルスケア悠愛	H12. 9. 19	払戸字渡部114-3	46-3750	22-7136	9

■介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設）

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	わだつみ	社会福祉法人 男鹿偕生会	H22. 10. 1	脇本脇本字大石館90-1	25-3232	25-3383	29
2	ゆりの希	社会福祉法人 幸泉会	H24. 4. 1	船越字内子294-3	27-8188	27-8187	20

3 給水に関する資料

(1) 浄水場・配水場一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

施設名称	浄水量(m ³ /日)	貯水量
滝の頭水源浄水場	9,900m ³	322.9m ³
根木浄水場	3,100m ³	515.2m ³
若美浄水場	2,930m ³	153.8m ³
北浦浄水場	1,840m ³	352.4m ³
北部浄水場	1,232m ³	728.04m ³
加茂浄水場	470m ³	223.3m ³
男鹿配水池		1,800m ³
五里合配水池		300m ³
脇本配水池		1,000m ³
茶臼新配水池		2,800m ³
茶臼旧配水池		600m ³
霞ヶ丘配水池		375m ³
旭ヶ丘高架タンク		60m ³
大畑台配水池		400m ³
南ヶ丘配水池		250m ³
天台高架タンク		10m ³
台島配水池		50m ³
椿配水池		50m ³
双六・小浜配水池		50m ³
門前第一配水池		200m ³
門前第二配水池		40m ³
三ツ森配水池		118m ³
開配水池		98m ³
藤巻台配水池		88m ³
滝川高台水槽		17m ³
若美第1配水池		902.75m ³
若美第2配水池		1,199.4m ³
西水口配水池		160m ³
相川配水池		60m ³
平岱山配水池		82m ³

施設名称	浄水量(m ³ /日)	貯水量
真山・安全寺配水池		134m ³
真山神社給水タンク		5m ³
八望台配水池		5m ³
湯本配水池		32m ³
東山配水池		12.6m ³
入道崎配水池		36m ³
戸賀配水池		104m ³
壺ヶ沢配水池		165.3m ³

(2) 貯水槽一覧

貯水槽設置箇所	名称及び貯水容量
船川港船川海岸通り 男鹿マリンパーク敷地内	飲料水兼用耐震性貯水槽 34 m ³

(3) 給水機械・資機材一覧

資機材名	数量	単位	備考
給水タンク	2	台	2,000ℓ 1台、1,000ℓ 1台
ポリタンク	50	個	18ℓ/個
給水袋	1658	枚	企業局 10ℓ 530枚 6ℓ 28枚 総務課 10ℓ 1,100枚
仮設給水栓	1	台	給水栓 4×1台